

2023年3月29日

## 育成者権と商標権との知財ミックスの必要性

[三好内外国特許事務所](#)

[弁理士 高橋俊一](#)



先の『「新しい資本主義実現会議」で提言された「農林水産業の成長産業化の推進」の実現に向けた産業財産権の役割は大きい』の拙著コラムにおいて、弁理士が令和4年4月1日から育成者権の保護に関する相談業務と海外出願支援業務とを業としてできるようになったことを述べた。

特に、品種登録出願に当たっての出願品種の名称をどのようにするかについては、弁理士に依頼することにより適切な判断を受けられることが多くなると予想される。すなわち、出願品種の名称は、種苗が外観だけでは区別し難いので品種を識別する際の決め手になることから重要であり、このため、出願品種の名称には種苗法第4条に一定の要件が規定されており、これに反する名称では品種登録は受けられない。そして、その要件の一つには、出願品種の名称が他の品種名や登録商標と同一又は類似でないことがある。したがって、出願品種の名称をどのようにするか判断については、先行登録商標の有無を調査してどのような名称の商標であれば登録の可能性が高いかを判断した上で商標登録出願を行うことを専業とする弁理士が最適、と考えるところである。

ところで、「シャインマスカット」や「紅ほっぺ」をはじめとして日本で開発された種苗の海外への無断流出による損害に関する記事を見る機会が少なくないが、その中で、大量に「シャインマスカット」を栽培・輸出している韓国において「シャインマスカット」の質が低下している、との記事を目にした。質の低下は、無理な早期収穫と長年にわたる畑の整備不足によるものとのことである。日本の農家にとっては、このような低品質の「シャインマスカット」が広く出回ることで、「シャインマスカット」自体の評価が落ち、自分たちが栽培する「シャインマスカット」の販売にも悪影響が出るのが懸念される。

なお、記事には、中国で栽培されている「シャインマスカット」も皮が分厚いとの意見が出ており、皮ごと食べられるという「シャインマスカット」の特性を満たさない低品質品が出回っているようである。特許でもそうであるが、特許権を譲り受けただけでは特許製品と同じ物は製造できず、特許製品と同じものを継続的に製造するためには、製造をサポートするための指導・ノウハウ等が必要であることと同じであり、無断で持ち出した種苗を単に育成するだけでは、本来の特性を有する作物を継続

的に栽培することは難しいということであろう。

一方、本来であれば失地回復とばかりに、日本の農家としては、自分たちが栽培する高品質の「シャインマスカット」を大々的に宣伝すべきところではあるが、宣伝するための「シャインマスカット」に代わる有効な名称（ブランド）を持ち合わせていないのでは、如何ともし難い。こうした場合、「シャインマスカット」の名称とは別の名称（ブランド）で商標登録をしておけば、悪影響を抑制できたはずである。

品種の名称は、先にも述べたが、基本的に品種を識別するためのものであり、商標のように出所識別機能、品質保証機能、宣伝広告機能を有するものではない。つまり、種苗法第条22条第1項には、「登録品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならない。」とあり、登録品種の種苗を業として譲渡等する者に対して登録品種の名称の使用を義務づけているのであって、品種登録を受けた育成者権者だけが独占的に使用するものではない。商標登録された名称の第三者の使用を禁止する商標とは、言わば真逆の性格を持っている。そして、品種の名称の使用には、このような規定があるのみであることから、登録品種の種苗を正規に譲渡された者により栽培された作物の品質が登録品種の種苗から本来期待される品質よりも悪い場合でも、育成者権者としては何も言うことができない、という不具合が従来から指摘されている。上述した韓国及び中国での低品質の「シャインマスカット」のケースで種苗が正規に譲渡されていた場合、育成者権者としては直ちに栽培を止めさせるようなことはできないのである。

では、仮に育成者権者が、韓国及び中国において「シャインマスカット」の名称とは別の名称、例えば「日の丸ブドウ」で商標登録をした上で販売していた場合はどうなるか。韓国及び中国の農家が栽培した「シャインマスカット」の品質が低下した場合でも、育成者権者は、本来の品質を持つおいしい「シャインマスカット」を「日の丸ブドウ」の名称で宣伝することができ、韓国及び中国の農家が栽培した「シャインマスカット」とは明確な差別化をして販売することができる。一方で、韓国及び中国の農家は、当然のことながら、勝手に「日の丸ブドウ」の名称を使用することができない。また、正規に育成者権及び商標権をライセンスされた韓国及び中国の農家であっても、その栽培した「シャインマスカット」の品質が低下した場合には、当該韓国及び中国の農家とのライセンス契約において当然に規定しているであろう、品質低下に伴う「日の丸ブドウ」の名称の毀損を理由に、「日の丸ブドウ」の名称を使つての販売等を止めさせることができると思料する。

こうしてみると、品種登録に当たっては、登録品種の種苗をブランド化し、グローバルかつ長期間の安定供給を実現することからすると、品種登録出願と商標出願の併用は、必然とは言えないものの、十分に検討されるべきものであると言える。要は、育成者権と商標権との知財ミックスである。すなわち、出願品種の名称だけでは十分なブランド化は難しいことから、当該出願品種の名称とは異なる名称を商標登録する

ことで、当該商標登録名称に出所識別機能、品質保証機能、宣伝広告機能を担わせるのである。成功事例として、イチゴについて、登録品種の種苗名称を「福岡S6号」なる記号的な名称とし、イチゴ自体やその加工品の登録商標名称を「あまおう」としたものが有名である（商標登録第4615573号）。このようにすることで、海外流出により育成された「シャインマスカット」の質が低下したような場合に、日本で栽培された「シャインマスカット」については、評価の低下を最小限とし、別に商標登録してある「日の丸ブドウ」で大々的に宣伝することで失地回復が可能となったのではないだろうか。

なお、最新の農林水産省知的財産戦略2025年（令和3年公表）には、初めてではないが、育成者権と商標権との知財ミックスの活用によるブランド力の向上についての記載があり、またそれ以降の農林水産省関連組織から公表された育成者権の活用のレポートにも育成者権と商標権との知財ミックスの活用についての記載はあるものの、担当官庁が跨るせいか、今一つ積極的な記載となっていないように感じられ、一弁理士としては少々歯がゆい思いをしている。この背景としては、単に育成者権と商標権との知財ミックスをすれば直ちにブランド化できるものではなく、成果を達成するためにはそれなりの労力、資金が必要であることが一因であると思料する。

商標登録出願名称をどうするか、また指定商品をどうするか、更には品種登録出願と商標出願との間で「出願日」の先後願が問われないことによる「商標の追い越し問題」を見据えての商標出願のタイミングといったことについては、有効な商標権を取得する上で難しい判断が求められ、弁理士でなければ的確な対応が難しい部分である。また、商標登録出願名称については、権利として強い文字商標が望ましいところ、現状は産地名や品種名称を含む名称での出願が多い傾向にあるという研究結果がある。弁理士であれば、そのような必ずしも権利として強いとは言えない名称での出願は勧めないはずであり、こうした点からも弁理士の関与は有用と考える。

以上のとおり、育成者権の保護・活用において、弁理士がサポートできる場が増大していると考えられる。育成者権の保護に関する相談業務のご依頼をいただき、種苗の海外への無断流出による損害に関する記事を見ない日が訪れることを切に願うものである。